

事 務 連 絡
平成28年4月17日

(関係団体) 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課少子化総合対策室

災害により被災した児童及び子育て親子等への対応について

平成28年4月14日に熊本県で発生した地震について、状況把握や支援にご協力いただきありがとうございます。同時に、被災地域の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点においても対応が続いているところと承知しており、心よりお見舞い申し上げます。

このような状況を踏まえ、被災県内および県外も含めた対応が必要と考えており、貴団体におかれては、被災地域にある児童館、放課後児童クラブ又は地域子育て支援拠点の被災状況及び職員の状況等を把握いただくとともに、その要請に応じて可能な支援を実施できるよう体制整備をお願いいたします。

さらに、今後、避難が長期化することが予想されることから、被災地域において、広く被災した児童、子育て親子等に対する支援が行えるよう、体制の確保や必要に応じて現地での支援実施に向けての調整等の支援についてもあわせてお願いいたします。

1 状況の把握

引き続き、被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点の被害状況、職員状況、開所状況、開所できていない場合にはその要因などについて、把握に努めていただくようお願いいたします。

2 被災地域における対応

児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点が有する、児童や子育て親子の遊びや生活、集いの場という機能を活かして、

- ・被災した児童や子育て親子等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供
- ・被災した子育て親子等に対する相談

などの支援を行っていただくよう、関係者への周知をお願いいたします。

併せて、放課後児童クラブにあっては、普段利用していない児童であっても、その保護者が被災地での支援に当たる場合や自宅の片付け等を行う場合において必要があるときには受け入れていただけるよう、周知をお願いいたします。

3 被災した放課後児童クラブ利用児童への支援

被災により開所できない放課後児童クラブがある場合には、自治体等と連携し、その利用児童について他の放課後児童クラブで臨時に受け入れるなどの支援を行っていただきますよう、関係者に周知していただくとともに、必要に応じて貴団体としても調整等の支援をお願いいたします。